

# 市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集しています

■市民意見提出手続条例（パブリックコメント）に関するお問い合わせは、市役所市民協働推進課（☎31-4504）へ。

皆さんの  
ご意見を  
お寄せく  
ださい

## ●市民意見提出手続（パブリックコメント）とは？

市民参加と協働のまちづくりをより一層進めるため、市民生活や事業活動などに影響がある条例や重要な計画等を策定するに当たって、その案を公表して広く市民の皆さんから意見などを募集し、寄せられた意見なども参考にして内容を決定していく制度です。また、寄せられた意見などに対しても、市の考え方を公表していきます。

## 市民意見提出手続の流れ

### 市役所

#### 条例や計画等の案を作成

- ① 市の基本的な政策や各行政分野での方針を定める計画
- ② 市の基本的な政策や市民生活・事業活動に影響を与える条例、規則など
- ③ 各種審査基準、処分基準、行政指導方針など市の基本的な政策

提出された意見を考慮した上で、条例や計画等の案を決定

提出された意見と、意見に対する市の考え方を公表

※必要に応じて、議会への報告（計画等）や議決（条例）

広報くしろ、市ホームページ、担当課、市役所本庁舎1階市政情報コーナー、各行政センターなどで公表（募集期間原則30日以上）

意見をメール、郵送、ファクス、持参など指定された方法で提出

広報くしろ、市ホームページなどで公表

### 市民



まちづくりについて、市民生活や事業活動などにどのような影響があるかを考える意見を提出する際、内容の確認などのため住所・氏名を記載していただきますが、個人情報には公開しません。



## ●市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

案件名	釧路市行政センター等設置条例および同条例施行規則の一部改正、ならびに釧路市布伏内出張所規則の廃止	釧路市子ども読書活動推進計画の策定	釧路市ひとり親家庭自立促進計画の策定	釧路市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定
内容	阿寒町布伏内地区の急激な人口減少に伴い、利用件数の減少が著しい布伏内出張所について、地域住民と共に在り方を検討した中で廃止することとし、同施設の設置等を規定している本条例および同条例施行規則の一部を改正、ならびに出張所規則を廃止するもの。	釧路市子ども読書活動推進計画は、本市における子どもの読書活動に関する施策を地域社会全体で総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。	釧路市ひとり親家庭自立促進計画は、本市におけるひとり親家庭の生活の安定や子育て支援などにより、自立促進に向けた施策を総合的に展開するために策定するもの。	釧路市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」に基づく保健事業実施計画である。本計画は、釧路市国民健康保険被保険者の健康・医療情報を活用し、健康課題を把握した上で、保健事業を効果的かつ効率的に実施するために策定するもの。
募集期間	～1月下旬	～1月20日(水)	1月13日(水)～2月12日(金)	1月18日(月)～2月18日(木)
素案の公表場所	【共通】市役所本庁舎・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ			
	阿寒町行政センター市民課市民サービス担当	市教委生涯学習課、市内各社会教育施設	市役所子ども支援課（市役所防災庁舎2階）	市役所国民健康保険課特定健診担当（市役所防災庁舎2階）
意見の提出方法	住所、氏名（団体名）、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください（様式は問いません）。			
提出・問合せ先	阿寒町行政センター市民課市民サービス担当（☎085-0292 阿寒町中央1-4-1 ☎66-2210 ☎66-3683 ☒agshi-shiminservice@city.kushiro.lg.jp）	市教委生涯学習課（☎085-0016 錦町2-4 ☎31-4579 ☎22-9096 ☒sh-shougaiyakushuu@city.kushiro.lg.jp）	市役所子ども支援課（☎085-8505 黒金町7-5 ☎31-4204 ☎21-7800 ☒ko-kodomoshien@city.kushiro.lg.jp）	市役所国民健康保険課特定健診担当（☎085-8505 黒金町7-5 ☎31-4570 ☎23-5411 ☒ko-tokuteikenshin@city.kushiro.lg.jp）